

**南あわじ市子ども屋内遊び場施設基本設計及びコンセプトデザイン業務
公募型プロポーザルに係る質問事項及び回答**

（企画提案に関する質問の受付及び回答）

令和 8年 8月28日

南あわじ市教育委員会こども未来課

NO	資料名	該当箇所	質問事項及び質問内容	回答
1	企画提案書の提出について	2. 企画提案書提出にあたっての留意事項(2)	「提案書類の枚数に規定なし」とありますが、こちら提案書類の「実施方針」（様式第10号）を補足する補足資料（A3）の枚数に制限がないという認識で相違ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	企画提案書の提出について	2. 企画提案書提出にあたっての留意事項(5)	プレゼンテーション・ヒアリングの日程に関して、「詳細は別途通知します」とありますが、募集（実施）要領では9/16で予定されていたかと思えます。こちら日時の想定はまだ確定していないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、詳細は確定しておりませんが、令和8年9月16日と、令和8年9月25日をプレゼンテーション・ヒアリングの日程として予定しますので、ご承知おきください。詳細については決定次第、お知らせします。
3	仕様書	5 適用基準(2)、6 業務の概要(2)(カ)、6(3)(イ)、7 総則(1)、9 業務の内容(3)(ウ)、9(4)	仕様書に示される法適合確認及び関係機関との協議について、本業務で想定されている業務範囲をご教示ください。特に、用途変更、確認申請、消防協議、構造審査、省エネルギー関係、バリアフリー関係、開発許可等について、基本設計段階でどの程度までの協議、申請又は届出を求められているでしょうか。	現時点で想定しているものではありません。実施設計を踏まえて、基本設計の時点で必要と判断される、法適合確認やそれに伴う作業、関係機関との協議、申請及び届出等の実施を求めるものです。
4	仕様書	6 業務の概要(2)(キ)	仕様書6(2)(キ)に「実施設計者への設計意図伝達のための引継ぎ業務」とありますが、本業務完了後に予定されている実施設計業務について、現時点で想定されている発注時期、発注方式がございましたらご教示ください。	現時点で想定しているものではありません。なお、実施要領1.にあるように、本業務に係るプロポーザルは、令和8年度補正予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。よって関係予算が可決されなかった場合は、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがあります。
5	仕様書	6 業務の概要(2)(キ)	本業務の受注者が、別途発注される実施設計業務の入札、公募型プロポーザル等に参加することは可能でしょうか。また、本業務の受注者との随意契約又は優先交渉等により、実施設計業務を継続して発注する可能性がある場合は、その考え方についてご教示ください。	南あわじ市子ども屋内遊び場施設の実実施設計業務の入札、公募型プロポーザル等が実施される場合は、本業務の受注者が参加表明をすることを妨げるものではありません。また、受注に関して優先するものもありません。
6	仕様書	6 業務の概要(2)(キ)	本施設の供用開始後の運営について、現時点で想定されている運営主体、指定管理者制度等の運営方式、利用料金の考え方、民間事業者が担う範囲等がございましたらご教示ください。また、本業務において施設設計画及び維持管理・運営費を検討する際に前提とすべき条件がございましたら、併せてご教示ください。	現時点で想定しているものではありません。本業務においては、仕様書9(2)にあるように、市民ワークショップを踏まえ施設設計画(案)を作成することになりますが、企画提案書の段階から、専門的知見を踏まえた意見としてご提案いただくことは可能です。
7	仕様書	6業務の概要(3)(7)	「既存施設改修工事の基本設計を行う」とあるが、よりよい子どもの遊び場への建築計画を目指し、適切な減築又は解体をすることは可能か。	№6の回答のとおりです。
8	仕様書	8 設計一般(7)(7)	既存図面について、企画提案及び本業務における基本設計の検討に使用するため、CADデータ（DWG、DXF等）をご提供いただくことは可能でしょうか。	CADデータはありません。
9	仕様書	8 設計一般(7)(7)	既存建物について、下記資料が現存する場合、ご提供いただくことは可能でしょうか。確認申請書及び確認申請図書、確認済証、検査済証、構造計算書、構造図、設備図、耐震診断報告書、耐震補強設計図書及び改修履歴、その他過去の大規模改修・設備更新等に関する資料。	受注者となった場合に、現存し南あわじ市が所有する資料は提供いたします。

10	仕様書	9 業務の内容 (3)(4)	(オ)関係法令により～申請及び届出等、また(4-ウ)消防同意支援とありますが、申請・届出については基本設計の段階で届出の必要がある場合の業務であり、建築確認申請などは実施設計時に行うと考えて宜しいでしょうか。	No.3の回答のとおりです。
11	仕様書	9 業務の内容 (4)	法適合確認業務について、用途変更の要否検討とありますが、増築や大規模改修を伴う提案は不可と考えればよろしいでしょうか。	用途変更の要否検討も含め、実施設計を踏まえて、基本設計の時点で必要な法適合確認とそれに伴う作業や申請及び届出等の実施を求めるものです。
12	仕様書	9 業務の内容 (4)	法適合確認業務について、新築時の建築確認済証及び検査済証はございますでしょうか。(在否によって業務内容が多少変わりますので、業務工程表及び経費見積書作成のための質疑となります。)	保管しています。
13	仕様書	特記仕様書Ⅰ 建物概要	「既存図面の有無:意匠及び設備の建設時の紙媒体図面一式」とありますが、そちらの図面は企画提案書提出までに閲覧、ダウンロード等はできますでしょうか。	紙媒体図面一式になりますので、南あわじ市役所第1別館2階こども未来課までお越しいただければ閲覧することはできます。ダウンロードはできません。
14	仕様書	特記仕様書Ⅰ 建物概要	建物構造及び設備検討のため、既存建物の既存図面データ(できればCADデータ)をいただきたい。	No.13の回答のとおりです。CADデータはありません。
15	仕様書	特記仕様書Ⅰ 建物概要	各建物の高さ関係(階高さ及び最高高さ等)をお教えてください。	本館:1階4.0m、2階3.8m、最高17.0m 体育館:14.1m
16	仕様書	特記仕様書Ⅰ 建物概要	グラウンドと中庭の地盤高低差をお教えてください。	約1.1m
17	実施要領	6.参加手続き等 (1)③	配布資料について、企画提案書の作成にあたり、ワークショップで使用された白図面及び図面CADデータを提供頂くことは可能でしょうか。	No.14の回答のとおりです。
18	実施要領	6.参加手続き等 (1)③	配布資料について、以下の写真をご提供頂くことは可能でしょうか。①校舎グラウンドからの校舎外観、②プール付属棟の外観、③部室棟の外観、④校舎と屋内運動場との間の部分の現況(地面の舗装や渡り廊下の外観)。	あらためてのご提供はいたしません。企画提案書の作成にあたり、図面や写真データを必要とする場合は、市ホームページに掲載されている基本計画から引用しても良いものとします。
19	実施要領	6.参加手続き等 (1)③	配布資料について、企画提案書の作成にあたり、校舎・屋内運動場・部室棟について、既存図面の立面・断面図を画像もしくはPDFにて提供頂くことは可能でしょうか。	No.18の回答のとおりです。
20	実施要領	6.参加手続き等 (3)②	参加資格確認の結果、企画提案書の提出要請を行った事業者数をご教示ください。	企画提案書の提出要請を行った事業者数は公表いたしません。最優秀提案者選考結果を公表時に企画提案を受けた事業者数を公表いたします。
21	実施要領	8.(2)及び別紙3	企画提案書及び補充資料について、提案者の商号、協力事業所名、配置予定技術者名等の記載を制限する規定はありますでしょうか。	提出書類の記載必須箇所とは別に、提出資料において、固有の名称を表示させることを規定はしていません。
22	実施要領	9.企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施	実施要領では、1事業者あたり60分程度(プレゼンテーション30分程度、ヒアリング30分程度)とされていますが、現時点でも同時間を予定されていますでしょうか。変更がある場合は、予定時間をご教示ください。	実施要領9.実施内容:1事業者あたり50分程度を予定(プレゼンテーション:25分程度、ヒアリング:25分程度を予定)に変更いたします。
23	実施要領	9.企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施	9月16日に予定されているプレゼンテーション及びヒアリングについて、開始時刻、集合時刻、実施場所等の詳細は、いつ頃通知される予定でしょうか。	実施要領8.(2)提出期限後、確認ができ次第、参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールで通知します。プレゼンテーション及びヒアリングの実施日についてはNo.2の回答のとおりです。
24	実施要領	9.企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーションにおいて、提出済みの企画提案書をもとにPowerPoint等の投影資料を作成し、図版の拡大やアニメーション等を用いて説明することは可能でしょうか。また、投影資料の事前提出は必要でしょうか。	実施要領9.にあるように、机、椅子、電源、大型モニター及びHDMIケーブルは事務局で用意します。ノートパソコン等については、企画提案者が用意してください。プレゼンテーション時に、入室後、ご準備いただきます。なお、企画提案書の補充文書とは別に、投影資料のデータでの事前提出は不要です。
25	実施要領	9.企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーションでは「提出済み企画提案書をもとに説明する」とありますが、提出した企画提案書及び補充資料をそのままモニターに投影して説明することを想定されていますでしょうか。また、提出した企画提案書の内容を基に再構成したPowerPoint等のプレゼンテーション用資料を別途作成し、投影することは可能でしょうか。	あらかじめ提出した企画提案書と、プレゼンテーション時の投影資料を、すべて同一の内容で表記しなければならないというものではありません。再構成したものでもかまいませんが、説明内容が著しく相違又は逸脱した場合は、不適格とする場合がありますのでご注意ください。また、投影資料のデータでの事前提出は不要です。

26	実施要領	9. 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーション・ヒアリングの出席者は「1 事業者3名まで」とありますが、この3名に協力事業所の担当者を含めることは可能でしょうか。また、参加事業者及び協力事業所を合わせて合計3 名までとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	実施要領	9. 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施	説明資料について、「あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明してください。」とございますが、投影用にパワーポイントにて作成した要約資料を作成し、説明してもよろしいでしょうか。	No.25の回答のとおりです。
28	実施要領	別紙3	参加表明書添付資料再添付と記載されていますが、複製でも良いでしょうか。(財務諸表など)	参加表明書添付資料を複製したものを添付してください。
29	実施要領	別紙3	再添付する事業所概要について、実績に添付した契約書をもう一度提出する必要はございますか。	No.28の回答のとおりです。
30	実施要領	別紙3	再添付する配置予定技術者の経歴調書について、資格を称する書類の写しをもう一度提出する必要はございますか。	No.28の回答のとおりです。
31	実施要領	様式	様式第10号 実施方針様式について、枚数の規定が無い場合、2ページ目より表題「(様式第10号)～実施方針」及び、但し書き「本業務における～よいものとしします。」は省略して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	実施要領	様式	様式第10号について、補完する資料(A3)には引き出し文字など、イラスト・パス以外に文字も記載して良いでしょうか。	文字の種類やサイズ等は規定していません。
33	実施要領	様式	様式第10号について、A4は、枚数を追加して良いでしょうか。また、実施方針の枠のサイズは変更可能でしょうか。	実施要領8.(1)①のとおり、(様式第10号)を使用し、補完文書(イラスト、イメージ図、図画等含む)を使用してもよいものとしています。様式第10号は枚数を規定していません。枠が不足する場合は、No.31の回答のとおりとするか、様式は変更せず、補完する資料を「資料〇〇のとおり」等、明記し使用してください。
34	基本計画		現時点で想定している駐車台数がありましたら、教えて頂くことは可能でしょうか。	現時点で想定しているものはありません。
35	基本計画		基本計画では、既存校舎・体育館等の改修に加えて、移住体験住宅、足湯、BBQスペースなどの増築、新築に関する案が示されています。本業務の企画提案及び基本設計において、増築、新築を提案することは可能でしょうか。	No.6の回答のとおりです。